

道路運送車両法の一部改正により、昭和四十八年十月一日から、軽自動車にも車検が義務づけられました。現在ナンバーをつけて使つて使っている軽自動車の車検を受ける期限は、軽自動車届出済証の届出年月日により次のようにきめられています。また検査を受けると検査標章(ステッカ)と検査証が交付されますので、検査標章は前面ガラスの中上部に貼つてください。検査証は、かならず自動車検査を受けているときに、尚、検査を受けるときには、

軽自動車届出済証の提出年月日	検査期限
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
" 42年1月1日から昭和42年12月31日まで	" 48年11月
" 43年1月1日から " 43年7月31日まで	" 48年12月
" 43年8月1日から " 43年12月31日まで	" 49年1月
" 44年1月1日から " 44年4月30日まで	" 49年2月
" 44年5月1日から " 44年8月31日まで	" 49年3月
" 44年9月1日から " 44年12月31日まで	" 49年4月
" 45年1月1日から " 45年3月31日まで	" 49年5月
" 45年4月1日から " 45年6月30日まで	" 49年6月
" 45年7月1日から " 45年9月30日まで	" 49年7月
" 45年10月1日から " 45年12月31日まで	" 49年8月
" 46年1月1日から " 46年3月31日まで	" 49年9月
" 46年4月1日から " 46年6月30日まで	" 49年10月
" 46年7月1日から " 46年9月30日まで	" 49年11月
" 46年10月1日から " 46年11月30日まで	" 49年12月
" 46年12月1日から " 47年2月29日まで	" 50年1月
" 47年3月1日から " 47年4月30日まで	" 50年2月
" 47年5月1日から " 47年7月31日まで	" 50年3月
" 47年8月1日から " 47年10月31日まで	" 50年4月
" 47年11月1日から " 48年1月31日まで	" 50年5月
" 48年2月1日から " 48年4月30日まで	" 50年6月
" 48年5月1日から " 48年6月30日まで	" 50年7月
" 48年7月1日から " 48年8月31日まで	" 50年8月
" 48年9月1日から " 48年9月30日まで	" 50年9月

10月1日から

軽自動車にも車検

- ◎ 次のものが必要となります。
現在ナンバーをつけて使用している車
- 新規検査申請書
- 軽自動車届出済証
- 保安基準適合証(民間車検を受けた場合)
- 保険証明書(保険期間が二年をこえるもの)
- 印鑑
- 検査手数料 六百円(民間車検を受けた場合は四百円)
- 新しくナンバーをつけて使う
- 印鑑
- 検査手数料 六百円(型式指定の新車は四百円)
- 印鑑
- 指定の新車は四百円

違反建築防止週間
10月11日から17日まで

II 編集室より
ご意見、ご希望なんでも結構ですかから原稿を係あてにお願い致します。

役場庁舎新築工事に関する
増工事代金請求事件の結果

◎ 文判決主文 原告の訴訟費用は原被告の負担とする。文判決主文は原告の請求を棄却する。

- 自動車の運転免許関係の手数料などが、昭和四十八年十月一日から次のように改正されました。
- 一、運転免許更新手数料
県収入証紙 一千円(新潟県)
二、再交付手数料
新潟県収入証紙 七百円(新潟県)
- 三、第一種、第二種免許交付手数料
五百円(新潟県収入証紙)
- 一、免許関係用紙代
(現金) 四十円
二、免許証ラベル代
(現金) 四十円
三、用紙代
(現金) 四十円

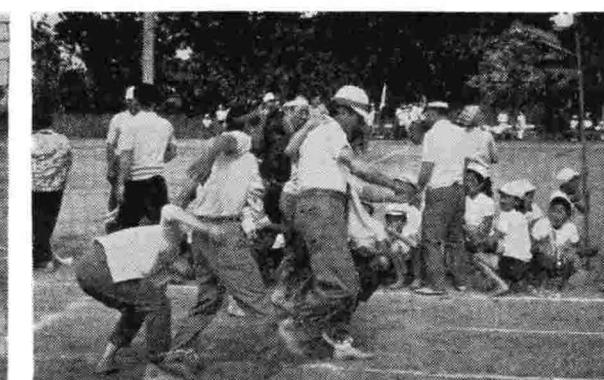
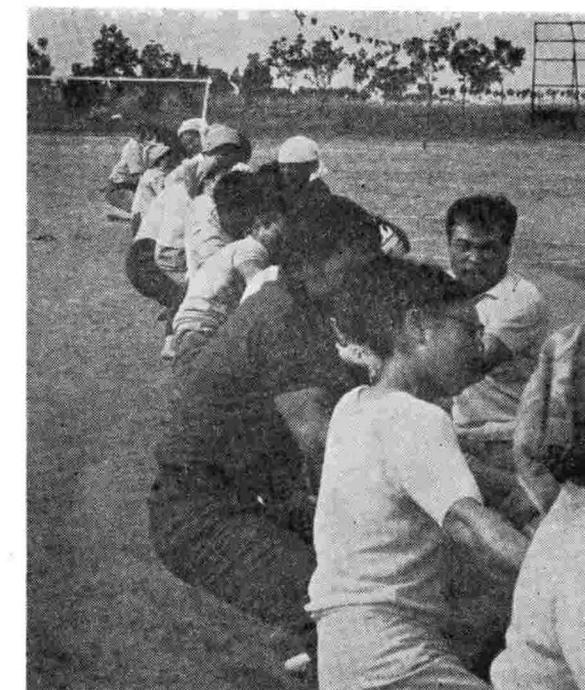
運転免許関係手数料が改正

広報
なかのしま

南蒲原郡中之島村役場 10月号

人口のうごき

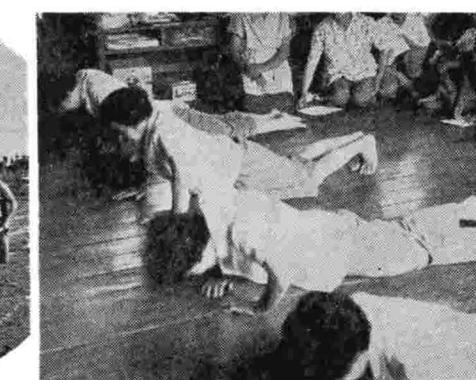
9月1日現在	
() 内は8月1日との比較	
人口	11,542人 (-12)
男	5,605人 (-8)
女	5,937人 (-4)
世帯数	2,188 (-)



10月1日～10月31日

体力つくり運動強調月間

10月は運動会の季節です。
ご自分の体力と相談して無理をしないように、これを機会に運動不足の再認識をいたしましょう。



~~主なもくじ~~~

- 10月28日投票日村長選挙欠選挙……………(2)
- 老人憩の家、11月上旬オープンめざし工事着々と進む……………(3)
- 9月定例会……………(4)
- 所得税は有利な青色申告で……………(5)
- 軽自動車にも車検が適用……………(6)

今月の税金

- △ 村民税(第3期分)
- △ 軽自動車税(10月期随時分)
- △ 国民保険税(第4期分)
- △ 保育料(10月分)

老人憩の家11月上旬オープンをめざし

刈谷田荘を使用できる方は、村内に居住しておられる方で、六十才以上の老人。但し支障のないときは、それ以外の方の使用も可能です。

◎ 使用料

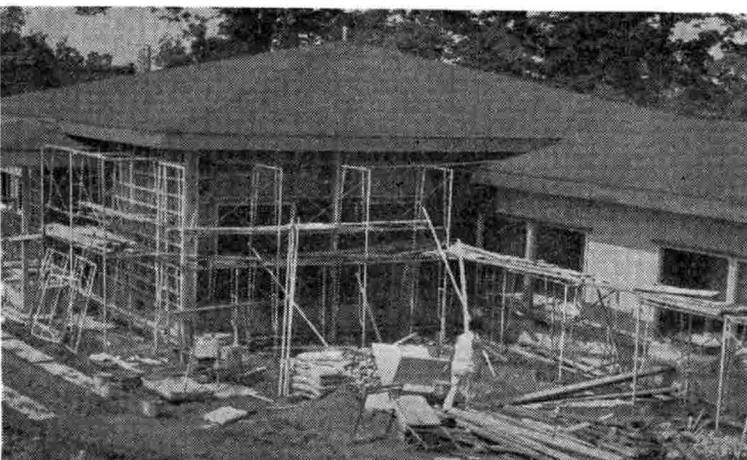
1、六十才以上の方は無料。

2、六十才以下の使用で、個人の場合は百円とし、十人以上の団体の場合は一人につき八十円です。

3、使用料は前納していただき

● 使用の変更または取消し

使用者は、使用の変更または、取消しをしようとするときは、すみやかにその旨を村長に届け、承認を得てください。



国民年金に加入を

国民年金制度は、国の行なう年金制度の一つで、歳をとったなり、けがをしたり、一家の働き手が死亡したりしたときに、本人やその家族の生活を保障しようとする制度です。

近頃の国民生活の状況をみますと、私たち日本人の寿命が驚くほど伸びてきております。

従つて、個人の老後の生活設計は青年期から始めておかなければなりません。現在は元気で働いていても、だれしも歳を取ります。また将来の老令年金ばかりではなく、最近のあわただ

A small illustration showing a lamp with a striped shade and a potted plant on a shelf.

国民年金に加入を

—自己の判断で—
明るく正しい選挙を

10月28日は、中之島村長選挙と村議補欠選挙の投票日です。

この身近な選挙に当り、地方自治行政の内容をより一層豊かにするため、地方政治をささえる私共有権者は、政治に対する認識を深め、住みよい郷土と将来を託す立派な代表を選ぶよう自己の判断に従って『明るく正しい選挙』を推進し、積極的に投票に参加しましょう。

10月28日投票日

村長、村議補欠選舉

いて概要を説明します。

概要を説明します

記号式投票用紙には、既に候補者の氏名が印刷されております。（この掲載の順序は、公平をはかるため、立候補〆切後、選挙管理委員会で掲載の順序をくじで決めます）

投票用紙は、日本から投票所に持参して記号式投票用紙の交付を受

○の記号以外は無効です
○の記号以外は無効となります。そこで記号式投票の記載の誤りが生じないように、○の記号を記載する欄(候補者のうち投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄)に○の記号をゴム印によつて記し、これを投票箱に入れることがあります。

投票用紙の色は、ピンクが村長選挙、白色が村議補欠選挙です

不在者投票が簡素化

不在者投票は20日から受付

不在者投票が簡素化

不在者投票は20日から受付

後六時までの時間内に投票することができますが、できない人や、やむを得ない用務や事故などのため村外へ旅行中か、滞在する場合でなければ不在者投票ができません。ですが、今回から投票区以外の区域で仕事をしなければならない人については不在者投票ができます。

村議補欠選挙です

開票は、二十八日夜七時三十分から、村公民館講堂で行われます。

開票は村公民館で

の用紙は「ピンク（もも色）」
村議選挙の用紙は「白色」
のものを使用します。

所得税には青色申告をする人は年々多くなっています。そこで、まだ青色申告をしていません。

納税者のみなさんへ
自動車税（第2期分）はお忘れなく。

10月31日
までに納めましょう

納める場所……最寄りの銀行
または郵便局へ

所得税は

有利な青色申告で

所得税には青色申告の制度があります。青色申告制度とは、毎日の売上げを帳簿につけて、その帳簿に基づいて正確に所得や税額を申告する人には、所得の計算などで有利であるばかりではなく、記帳することによって経営の内容や資金繰りの状況などもよくわかり、経営の合理化にも役立つことが一般に知られています。そこで、まだ青色申告をしていません。

所得税には青色申告の制度があります。青色申告制度とは、

毎日の売上げを帳簿につけて、

その帳簿に基づいて正確に所得や

税額を申告する人には、所得の

計算などで有利であるばかりで

なく、記帳することによって経

営の内容や資金繰りの状況など

もよくわかり、経営の合理化に

も役立つことが一般に知られ、青色申告をする人は年々多くなっています。

そこで、まだ青色申告をして

いない人のために、一般的な特典と手続について説明します。

青色申告の特典

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛金

や貸付金の合計額の5・5%（金融業は3・3%）。

価格変動準備金（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

青色申告者給与（生計をい

つしょにしている親族で、事業

に専従している人に支払った給

与（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

（金融業は3・3%）。

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛け

金や貸付金の合計額の5・5%（

金融業は3・3%）。

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛け

金や貸付金の合計額の5・5%（

金融業は3・3%）。

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛け

金や貸付金の合計額の5・5%（

金融業は3・3%）。

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛け

金や貸付金の合計額の5・5%（

金融業は3・3%）。

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛け

金や貸付金の合計額の5・5%（

金融業は3・3%）。

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛け

金や貸付金の合計額の5・5%（

金融業は3・3%）。

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛け

金や貸付金の合計額の5・5%（

金融業は3・3%）。

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛け

金や貸付金の合計額の5・5%（

金融業は3・3%）。

申告の特典について數十あり

ますが、このうち一般的に関係

の深いものについては、次によ

うなものがあります。

青色申告控除（通常年年末

たな御高の3%までの金額）。

みなし法人課税（青色申告

をしている人の所得税について

は、法人の場合とほぼ同じ課税

方法を選択することができます。

（労務の対価にふさわしい額

範囲）。

貸倒引当金（年末の売掛け

金や貸付金の合計額の5・5%（

金融



建ぺい率と容積率の指定は

今回の用途地域の変更によって、建ぺい率や容積率などが次のように指定変えられます。

◎ 住居地域
一、建ぺい率
変更前は、敷地面積から三十

平方メートルを除いて、その六十パーセントしか建物を建築できないなり敷地の六十パーセントが建築可能となります。

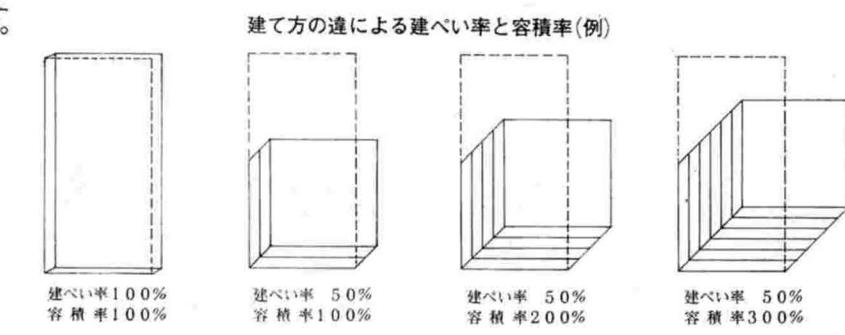
◎ 商業地域
一、建ぺい率
変更後、新しく制度化されたもので、これは、建物の容積率が大きすぎると、日照、採光、通風、開放感などが保たれなくなり不健全な街が形成されるときませんでしたが、変更後は、いきなり敷地の六十パーセント

が建築可能となります。

二、容積率
容積率の限度は、四百パーセントから八百パーセントとなつておりますが、本村の場合、四百パーセントで計画していま

す。
◎ 準工業地域及び工業地域
一、建ぺい率
容積率の限度は、二百パーセントから四百パーセントとなつておりますが、本村の場合、二百パーセントで計画していま

す。
◎ 道路斜線及び隣地斜線
変更前と同じです。



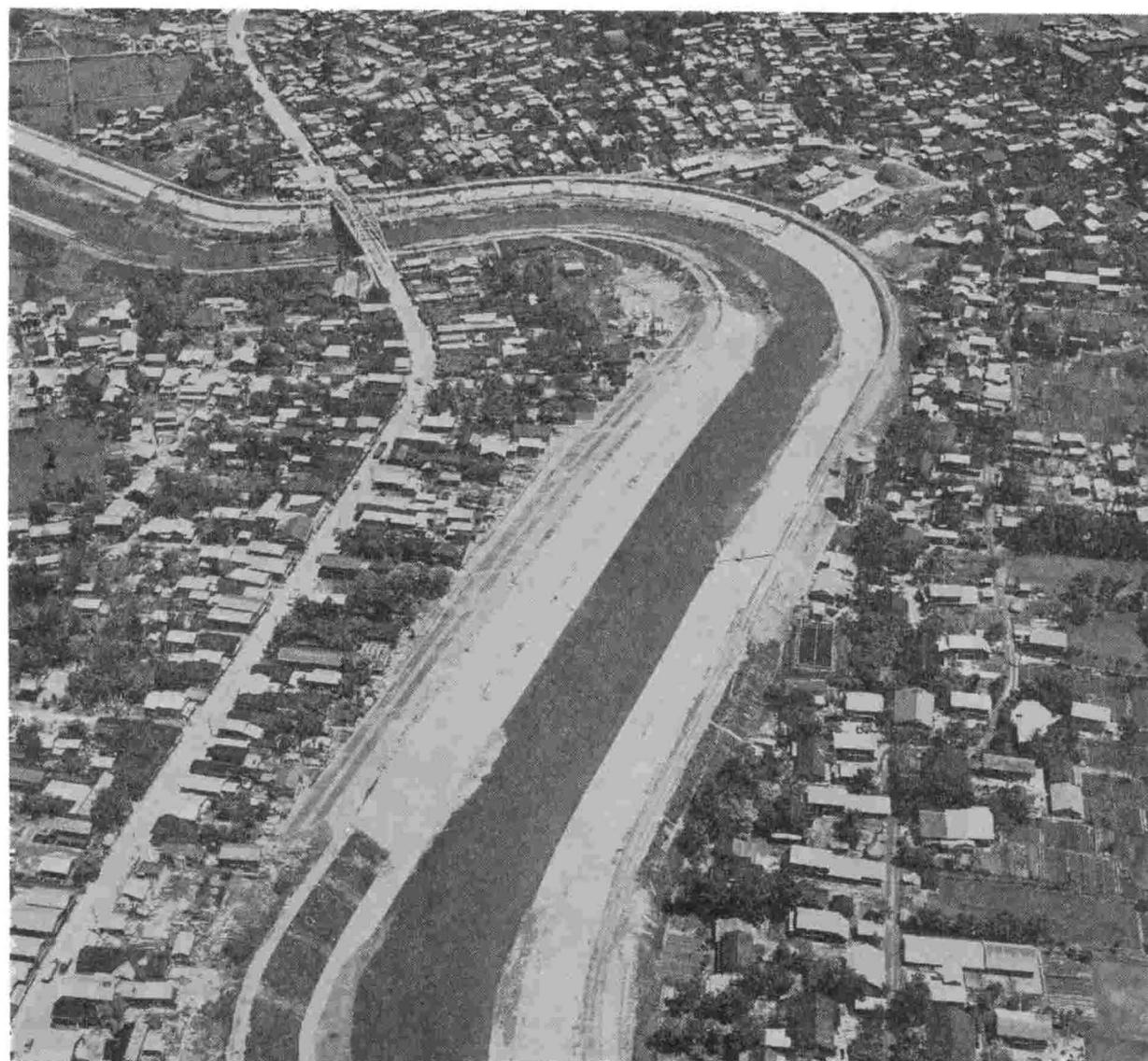
長岡都市計画用途地域指定変更案図

広報 なかのしま

南蒲原郡中之島村役場

都市計画 特集号

"編集と発行" 役場企画課



用途地域のあらまし

